

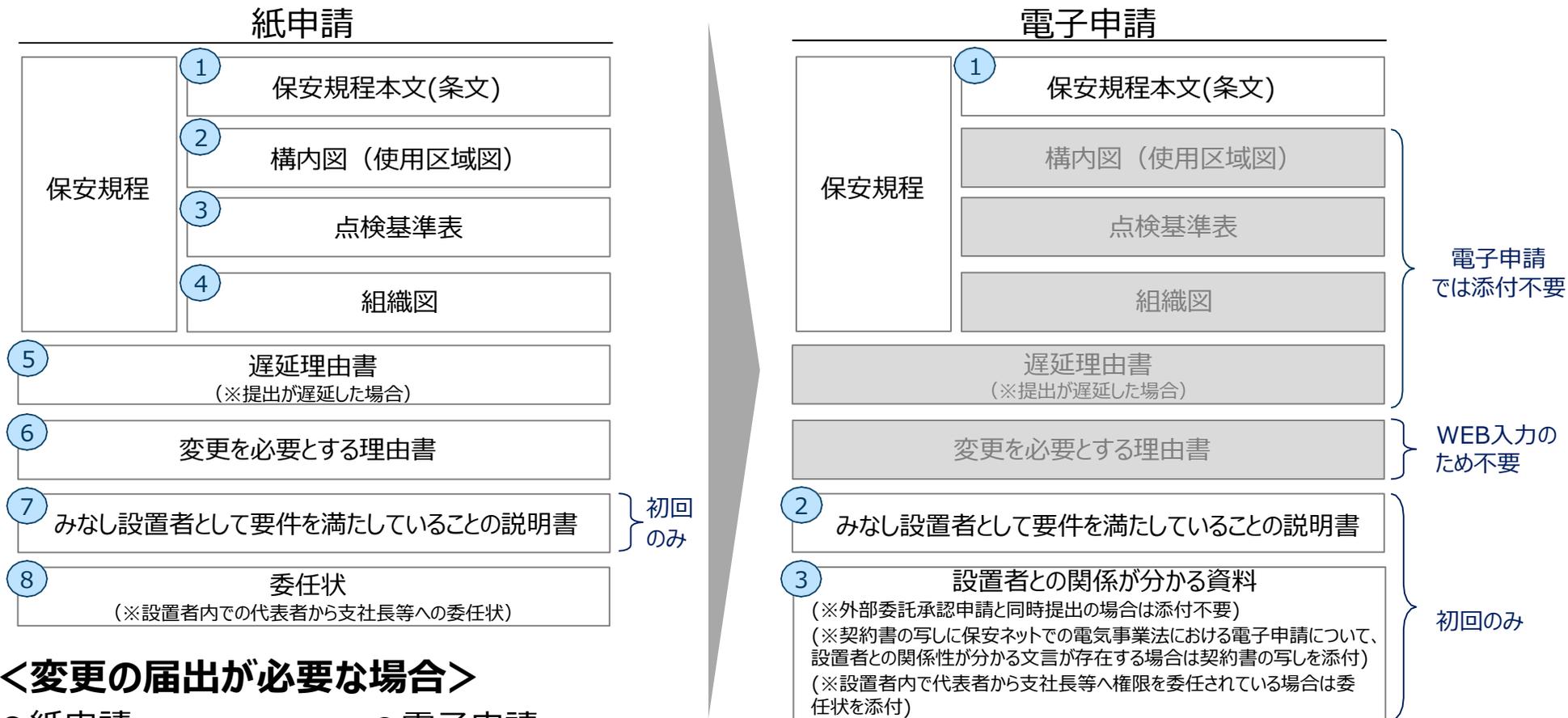
届出・申請方法別の添付書類について

中部近畿産業保安監督部
電力安全課

○ 電子申請時のポイント

1. 添付書類について（保安規程届出：主任技術者の選任形態が外部委託の場合）

保安規程の新規/変更の届出について、紙申請の場合と電子申請の場合の添付書類はそれぞれ以下となります。紙申請の場合に比べ、電子申請する場合は、必須の添付書類数が少なくなっています。



<変更の届出が必要な場合>

● 紙申請

従来通りの手続きになります。

● 電子申請

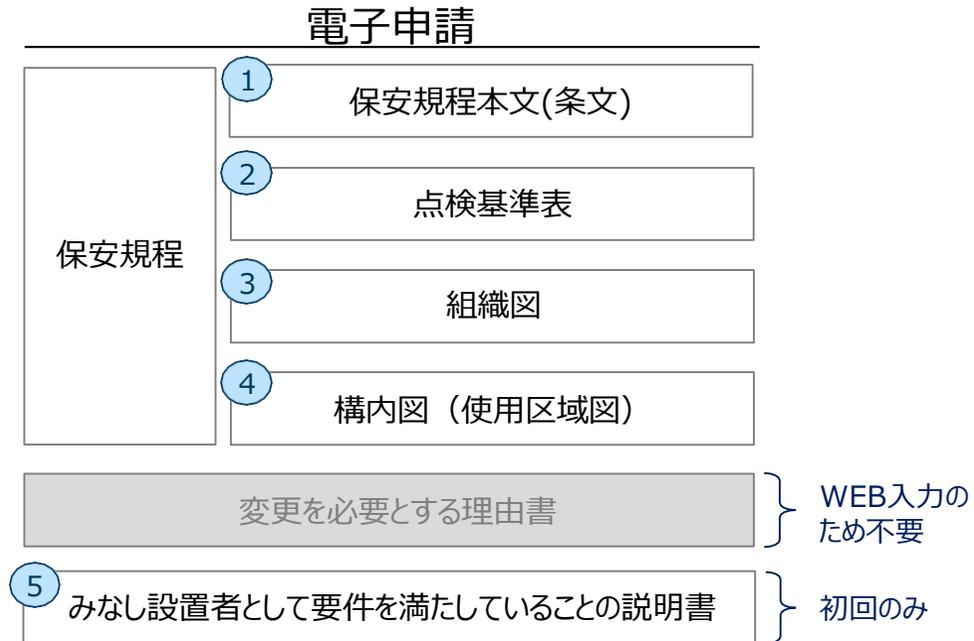
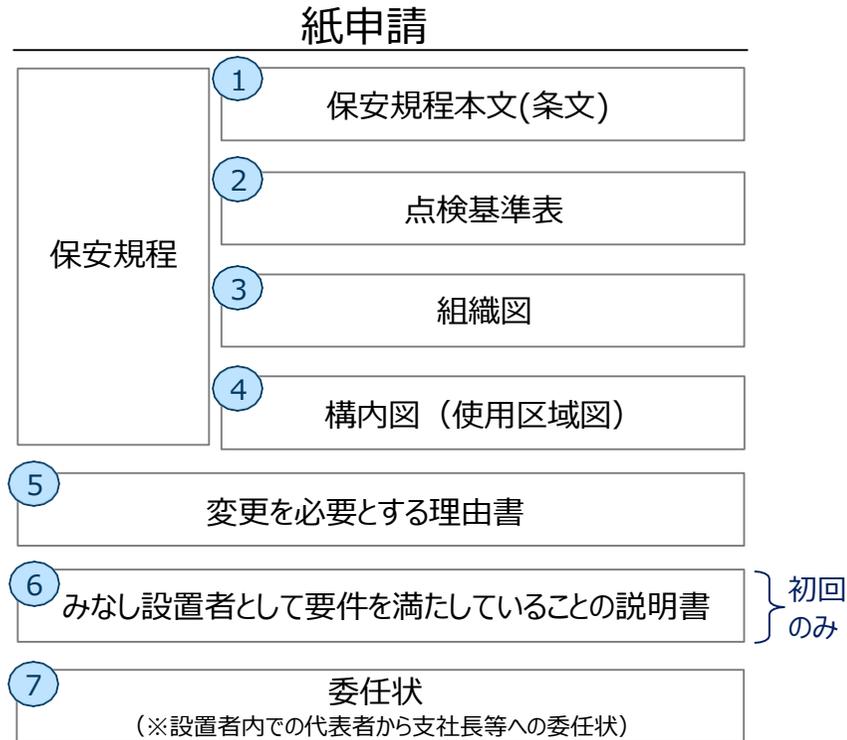
設置者との関係が分かる資料作成後に保安規程本文又は点検頻度の変更(設置者名・事業場名・事業場所在地の変更含む)が生じた場合のみ保安規程変更届出の対象になります。

※設備容量の変更については、換算係数の変更に係わず、紙・電子ともに届出不要になります。

○ 電子申請時のポイント

2. 添付書類について（保安規程届出主任技術者の選任形態が**選任**の場合）

保安規程の新規/変更の届出について、紙申請の場合と電子申請の場合の添付書類はそれぞれ以下となります。紙申請の場合に比べ、電子申請する場合は、必須の添付書類数が少なくなっています。



○ 電子申請時のポイント

3. 添付書類について（外部委託承認申請）

外部委託承認申請について、紙申請の場合と電子申請の場合の添付書類はそれぞれ以下となります。紙申請の場合に比べ、電子申請する場合は、必須の添付書類数が少なくなっています。

紙申請	
①	契約書
②	点数表
③	委託契約の相手方の執務に関する説明書
④	設備条件確認書
⑤	点検頻度フロー図 (※太陽光設備がある場合)
⑥	従事者通知
⑦	遅延理由書 (※提出が遅延した場合)
⑧	連絡責任者の要件の確認 (※6000kVA以上の設備の場合)
⑨	みなし設置者として要件を満たしていることの説明書
⑩	委任状 (※設置者内での代表者から支社長等への委任状)

} 初回のみ

電子申請	
①	契約書 (※押印箇所のみ) (※契約書の写しに保安ネットでの電気事業法における電子申請について、設置者との関係性が分かる文言が存在する場合は該当箇所及び押印箇所を添付)
②	点数表
	委託契約の相手方の執務に関する説明書
	設備条件確認書
	点検頻度フロー図 (※太陽光設備がある場合)
	従事者通知
	遅延理由書 (※提出が遅延した場合)
	連絡責任者の要件の確認 (※6000kVA以上の設備の場合)
③	設置者との関係性が分かる資料 (※契約書の写しに保安ネットでの電気事業法における電子申請について、設置者との関係性が分かる文言が存在する場合は添付不要) (※設置者内で代表者から支社長等へ権限を委任されている場合は委任状を添付)
④	みなし設置者として要件を満たしていることの説明書

} WEB入力のため不要

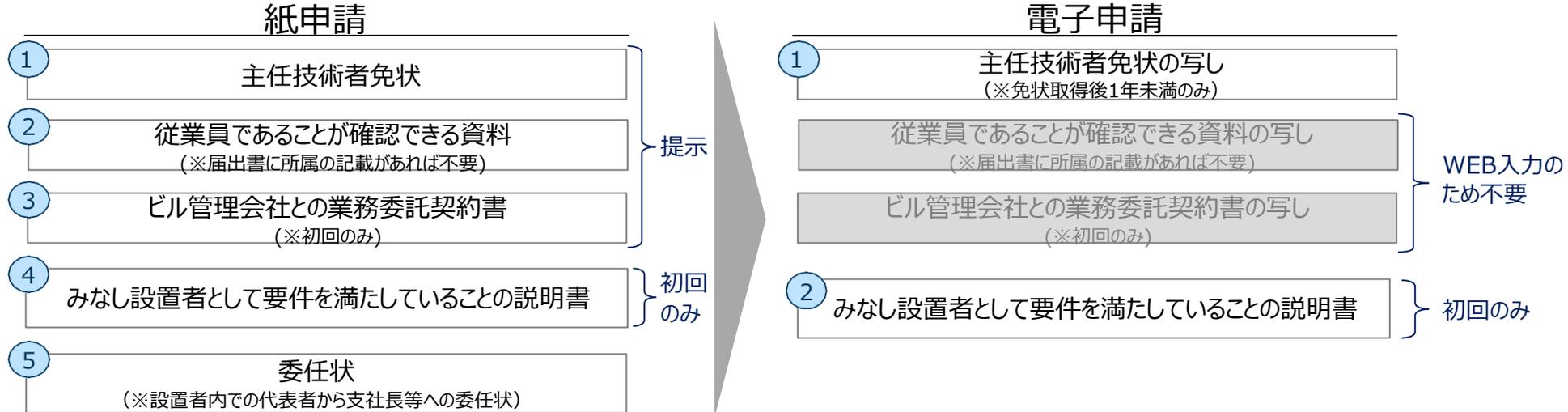
} 電子申請では添付不要

} 初回のみ

○ 電子申請時のポイント

4. 添付書類について（主任技術者選任又は解任届出書）

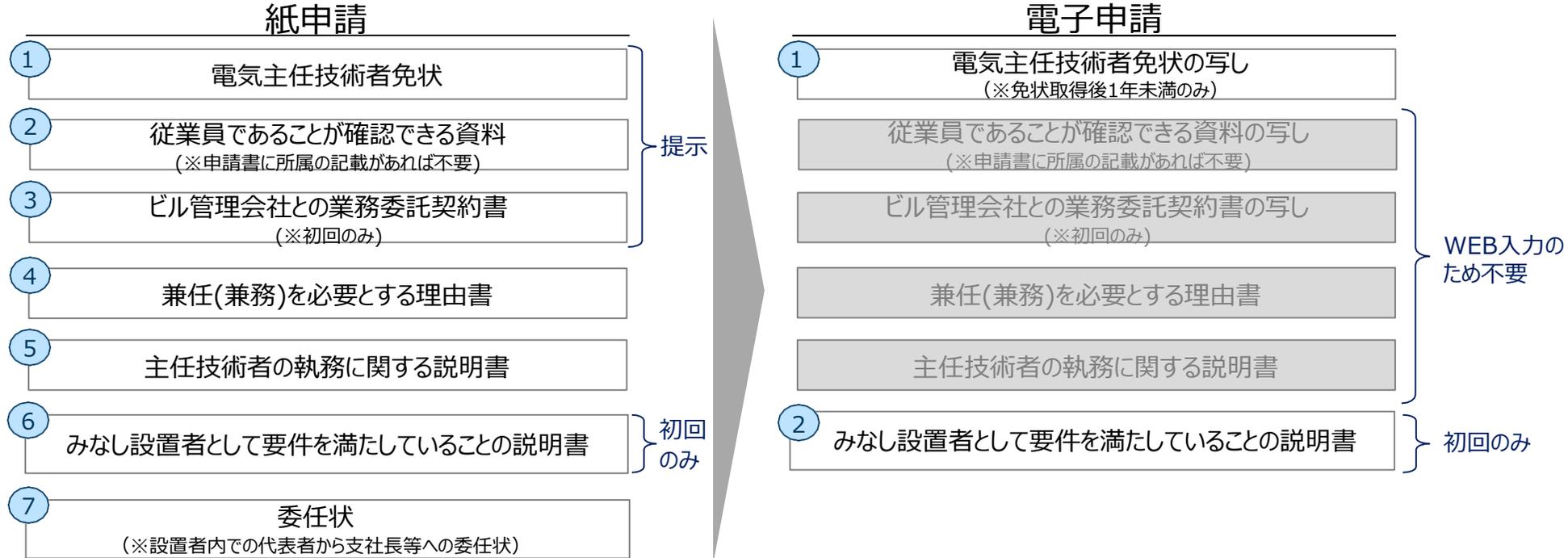
電気主任技術者の選任/解任の届出について、紙申請の場合と電子申請の場合の添付書類はそれぞれ以下となります。紙申請の場合に比べ、電子申請する場合は、必須の添付書類数が少なくなっています。



○ 電子申請時のポイント

5. 添付書類について（主任技術者兼任承認申請書（兼務も同様））

主任技術者兼任承認申請について、紙申請の場合と電子申請の場合の添付書類はそれぞれ以下となります。紙申請の場合に比べ、電子申請する場合は、必須の添付書類数が少なくなっています。



○ 電子申請時のポイント

6. 添付書類について（主任技術者選任許可申請書）

主任技術者選任許可申請について、紙申請の場合と電子申請の場合の添付書類はそれぞれ以下となります。紙申請の場合に比べ、電子申請する場合は、必須の添付書類数が少なくなっています。

